

## 著作権等管理事業法に関する意見募集の実施について (意見募集要領)

平成28年5月24日  
文化庁長官官房著作権課

著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成28年度を法令に関連する規制の見直し年度に設定しております。

つきましては、著作権等管理事業法に関連する規制等について、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を行います。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 意見募集の具体的内容】

著作権等管理事業法に関連する規制（8項目）等に対する意見

#### ※ 規制等の具体的項目

- ア. 著作権等管理事業の登録（第3条）
- イ. 登録事項の変更の届出（第7条第1項）
- ウ. 著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第8条第2項）
- エ. 著作権等管理事業者の廃業の届出（第9条）
- オ. 管理委託契約約款の届出（第11条第1項前段）
- カ. 管理委託契約約款の変更の届出（第11条第1項後段）
- キ. 使用料規程の届出（第13条第1項前段）
- ク. 使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）
- ケ. その他

### 【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール  
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 平成28年7月1日（金）正午 必着

(3) 宛先

文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室 企画調査係 宛

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

FAX番号：03-6734-3813

電子メールアドレス：ckanri@bunka.go.jp

(判別のため、件名は【著作権等管理事業法に関連する規制等への意見】としてください。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

### 【3. 意見提出様式】

以下の項目に従って、御記入ください。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

「著作権等管理事業法に関連する規制等への意見」

- ①氏名
- ②性別、年齢
- ③職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥該当項目（※2）
- ⑦意見

※1 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

※2 頂いた御意見は最終的に論点ごとに整理しますので、著作権等管理事業法に関連する規制等のどの部分に対する御意見なのか、以下の項目（ア.～ケ.）から選択して御記入ください。

※ 規制等の具体的項目（再掲）

- |                               |
|-------------------------------|
| ア. 著作権等管理事業の登録（第3条）           |
| イ. 登録事項の変更の届出（第7条第1項）         |
| ウ. 著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第8条第2項） |
| エ. 著作権等管理事業者の廃業の届出（第9条）       |
| オ. 管理委託契約約款の届出（第11条第1項前段）     |
| カ. 管理委託契約約款の変更の届出（第11条第1項後段）  |
| キ. 使用料規程の届出（第13条第1項前段）        |
| ク. 使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）     |
| ケ. その他                        |

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（文化庁長官官房著作権課）